

— 利 用 上 の 注 意 —

1. この調査結果の数値は、平成元年10月1日現在で実施した商業統計調査票を県で集計した概数であって、後日通商産業省で公表される確定数と相違することがあります。
2. 調査の範囲は、日本標準産業分類による大分類I—卸売・小売業、飲食店に属する事業所のうち中分類59—一般飲食店に属する商店です。ただし、次に掲げるものは調査の範囲から除かれています。
 - (1) 国に属するもの。
 - (2) 営業の場所が一定しないもの又は固定設備がないもの。(露店、屋台、移動販売など。)
 - (3) 出入りに入場料を必要とする遊園地、駅ホーム、映画館、高速道路、野球場、劇場などの中に設けられているもの。
 - (4) 中分類60—その他の飲食店に属する料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール。
 - (5) 調査日前、引続き3ヵ月(7・8・9月)以上休業している事業所。
3. 商店とは、平成元年10月1日現在で一般飲食店業務を行っている事業所です。
4. 従業者とは、法人の有給役員で主としてその店の業務に従事しているもの及び個人事業主・無給家族従業者・常時雇用従業者のことです。
5. 年間販売額とは、昭和63年10月1日から平成元年9月30日までの1ヵ年間の販売額です。
6. 表中の前回というのは、昭和61年10月1日現在の調査をいいます。
7. 平成元年調査の業種については、前回調査8業種が11業種に細分化されました。
前回調査業種〔4. 中華料理店・その他の東洋料理店〕は業種細分化により〔4. 中華そば〕、〔5. 中華料理店〕、〔6. 東洋料理店〕に分割され、また〔8. その他の一般飲食店〕も同じく〔10. ハンバーガー店〕、〔11. その他の一般飲食店〕に分割されました。

8. 表中の記号は次のとおりです。

{ — } 皆無または該当なし。

{ 0. 0 } 掲載単位未満。

{ Δ } マイナス。

{ X } 2事業所以下に関する数字であるため、これをそのまま上げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所。また、3事業所以上あっても他の関連により秘匿の必要がある場合には秘匿を行った箇所。

秘匿箇所がある場合は、他の内訳を集計した数と総数が一致しない場合があります。

{ () } () の数値は秘匿数値を合算したもの。

9. 四捨五入のため、内訳の合計は総数とは必ずしも一致しません。

10. 各表の年次の数値は通商産業省の公表値である。ただし、平成元年は概数です。